

平成 28 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 増 田 明 世
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報 I R グループ長 吉川 到
(TEL. 03-5770-1520)

子会社における低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金改定のお知らせ

当社子会社である日本 E R I 株式会社は、平成 28 年 4 月 1 日に施行される「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金について一部改定を行いますので、お知らせいたします。

記

1. 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金の主な改定内容

【非住宅建築物に係る技術的審査の料金】

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」において、非住宅に係る評価手法としてモデル建物法が追加されましたので、その審査料金を設定いたします。また、主要用途が工場等である場合の料金を新たに設定し、一部を現行より値下げいたします。

【住宅に係る技術的審査の料金改定】

一戸建ての住宅について、住宅性能評価と併願の場合の審査料金を 5,000 円から 10,000 円に値上げいたします。(税抜金額)

2. 料金改定の実施日

平成 28 年 4 月 1 日以降に技術的審査を申請する物件から適用

詳細につきましては、4 月 1 日に日本 E R I 株式会社のホームページに掲載いたします。

本リリースに関するお問合せ

日本 E R I 株式会社 省エネ推進部 電話：03-3478-1533

以 上